

議第58号

三島市職員の給与の臨時特例に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における一般職の職員並びに市長及び副市長の給与の支給額を減額するため、三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号。以下「一般職の給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

（一般職の給与条例の特例）

第2条 特例期間においては、一般職の給与条例第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
教育職給料表	2級（1号給から45号給までに限る。）以下	100分の4.77
	2級（1号給から45号給までを除く。）以上	100分の7.77

2 特例期間においては、一般職の給与条例第18条第1項から第5項までの規定により支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 一般職の給与条例第18条第1項の規定により支給される給与 前項に定める額
- (2) 一般職の給与条例第18条第2項又は第3項の規定により支給される給与 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 一般職の給与条例第18条第4項の規定により支給される給与 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (4) 一般職の給与条例第18条第5項の規定により支給される給与 前項に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて

得た額

- 3 特例期間においては、一般職の給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、一般職の給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、一般職の給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から一般職の給与条例附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項各号中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」とする。
- 5 特例期間においては、一般職の給与条例附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての一般職の給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（一般職の給与条例附則第3項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（三島市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）第23条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条第1項」とあるのは、「三島市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年三島市条例第 号）第2条第3項又は第5項」とする。

（三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第17条第1項」とあるのは、「三島市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年三島市条例第 号）第2条第3項又は第5項」とする。

（三島市特別職の職員の給与に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、三島市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年三島市条例第18号。以下「特別職の給与条例」という。）の適用を受ける特別職の職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例）

第6条 特例期間においては、三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年三島市条例第7号。以下「教育長の勤務条件条例」という。）の適用を受ける教育長に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（適用除外）

第7条 一般職の給与条例に基づく地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当、三島市職員の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）に基づく退職手当、特別職の給与条例に基づく期末手当及び退職手当並びに教育長の勤務条件条例に基づく期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料又は給料月額については、第2条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条及び第6条の規定は、適用しない。

（端数計算）

第8条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月10日提出

三島市長 豊岡 武士